

お申し込みの手順

農地を貸したい方

貸付申請書の提出

- ▶ 農地を貸したい方は、市町村、農業委員会、J A 等へご相談ください。
- ▶ 「貸付申請書」は、市町村等窓口を設置しています。また、機構ホームページにも掲載しています。

申請内容の確認

- ▶ 申請書に記載された農地の状況(地番、面積、権利関係等)を確認し、機構が借りることができる農地等か否かの判断を行い、貸付希望者リストを作成します。

農地のマッチング

- ▶ 機構が借り受ける際の具体的な条件(貸付期間や賃料等)について協議を行います。

貸借契約の締結

- ▶ 協議が整ったら、農地の貸借契約手続き※を行います。(※「農用地利用集積計画」の市町村の公告)
- ▶ 賃料は毎年12月に指定口座に振り込みます。(初年度限り、手数料 5千円/件)

農地を借りたい方

借受希望申込書の提出

- ▶ 農地を借りたい方は、機構が行う「借受希望者の公募」に応募します。**※必須**
- ▶ 「借受希望申込書」は、市町村等窓口にあります。また、機構ホームページにも掲載しています。

借受希望者の公表

- ▶ 借受希望された方の氏名、借受希望内容を、機構ホームページで公表します。(農地を借りるためには公表が条件となります。)

農地のマッチング

- ▶ 市町村、農業委員会、J A 等と協力して、ご希望に沿った農地を紹介し、貸借契約の協議を行います。

貸借契約の締結

- ▶ 協議が整ったら、農地の貸借契約手続き※を行います。(※「農用地利用配分計画」の県の認可、公告)
- ▶ 賃料は毎年11月に指定口座から引き落としします。(初年度限り、手数料 5千円/件)

よくある質問

Q. 機構が借り受ける農地の基準はありますか？

農業振興地域内の農用地等に限り、また、次のような場合は借りることができません。

- ① 農用地等として利用することが著しく困難な農用地等(再生不能な遊休農地)
- ② 貸し付けられる可能性が著しく低い場合

Q. 機構に農地を貸すのではなく、売りたい場合はどうすればいい？

機構は農地売買支援事業により、農地の売買も支援しています。お気軽にご相談ください。

Q. 賃料は変更できる？また、貸付けた農地を契約途中で返してもらえる？

出し手・受け手・機構の3者が合意の上で賃料変更や解約は可能です。ただし、協力金が交付されている場合、解約時に返還の対象となることがあります。

なお、受け手のやむを得ない都合で解約になった場合、希望に応じて、機構が次の受け手を探しますので(期間は3年間)急に農地が返還になることはありません。

● お住まいの市町村、農業委員会、お近くの農協 (JA) ●

【秋田県農地中間管理機構】公益社団法人 秋田県農業公社

TEL.018-893-6223 FAX.018-895-7210

E-mail chukananri@ak-agri.or.jp 公式ホームページをご覧ください！ <http://www.ak-agri.or.jp>

農地中間管理事業を 活用しよう

農地の「貸したい」をサポート！



農地を貸したいけど、どうしたら良いんだろう…

農地を借りたいけど、「貸付」相談しようか…

● 農地の「貸したい」「借りたい」のご相談はこちら ●

【秋田県農地中間管理機構】公益社団法人 秋田県農業公社

あなたの大切な農地を機構が活かします

農地を貸すメリット

農地中間管理機構が選ばれる6つの理由

- 1 賃料の振込も安心！**
賃料(地代)は、機構から確実に振り込まれます。
- 2 受け手を機構がマッチング！**
万が一、受け手が耕作できなくなった場合、機構が新しい受け手を探します。
- 3 受け手は、意欲ある地域農業の担い手！**
受け手は地域農業を支える担い手です。安心して預けてください。
- 4 農地は返却されます！**
貸付期間終了後、農地は必ず返ってきます。
(希望に応じて、継続して貸付けることもできます)
- 5 税金のことも安心！**
機構へ貸付けても、贈与税・相続税の納税猶予はそのままです。
また、農業者年金制度の経営移譲、経営継承にも該当します。
- 6 協力金が交付されます！**
要件を満たせば、機構集積協力金が交付されます。
詳細は別紙を参照ください。



私たちは「農地中間管理事業」を活用しました！

農事組合法人「清水町」
秋田県横手市清水町地区



秋田県横手市清水町地区は、県内でも有数の水田地帯に位置し、4集落の農家が平成23年から基盤整備に取り組んできた。地域で話し合いを重ね、新たな法人を設立するなど、将来の農業経営のために農地の整備と地域の担い手への集積を同時に進めている。
農事組合法人「清水町」は、同地区で新しくできた法人のひとつ。設立した平成27年度に、機構を通じて41haの農地を借受けた。



受け手の声

農事組合法人「清水町」
代表理事 加藤 智記さん

「当初は、農地の所有者は法人へ借すことへの不安もありましたが、市やJAが窓口となって責任をもって契約してくれるので、所有者から安心感を持ってもらえました。機構の活用をきっかけに、水稲単作だったこれまでの作付けから、キャバツやスイートコーン、学校給食用の野菜栽培といった園芸作物の複合経営に取り組む予定です。協力を機材の調達に充て、安定的な経営を目指します。」



出し手の声

金 忠一さん (59歳)

「所有する農地1.9haを全て農事組合法人「清水町」に貸付けました。当初、家族は新しい法人に貸すことを心配しましたが、市や機構が間に入ってくれるということで納得してくれました。自分はもう農業をしないので、地域で農業を続けてくれる法人に貸付けられてホッとしています。法人を信頼しているし、これからどんどん農地を活用して欲しいと思います。」